

事務連絡  
平成24年5月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

標記につきまして、別紙のとおり、各地方厚生（支）局医療課あて連絡いたしましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

社団法人 日本医師会 御中  
社団法人 日本歯科医師会 御中  
社団法人 日本薬剤師会 御中  
社団法人 日本病院会 御中  
社団法人 全日本病院協会 御中  
社団法人 日本精神科病院協会 御中  
社団法人 日本医療法人協会 御中  
社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
社団法人 日本看護協会 御中  
社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
財団法人 日本訪問看護振興財団 御中  
日本病院団体協議会 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
独立行政法人 国立がん研究センター 御中  
独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
独立行政法人 国際医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災補償部補償課 御中  
各都道府県後期高齢者広域連合 御中

事 務 連 絡  
平 成 2 4 年 5 月 2 5 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料又は専門病院入院基本料の10対1入院基本料の施設基準について見直しが行われ、「当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること」が追加されたところです。

これについては、平成24年6月30日まで経過措置期間となっているため、7月1日以降引き続き10対1入院基本料を算定する保険医療機関（平成24年3月31日において、一般病棟看護必要度評価加算の届出又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関を除く。）は、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7様式第10）を行う必要があるので、ご留意いただき、その関係者への周知にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、平成24年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等の基準として、屋内禁煙であることが追加されたところであり、これについても平成24年7月1日から施行（届出は不要）されることとなっているため、周知にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。